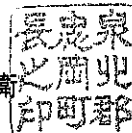


悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準

悪臭防止法(昭和46年法律第91号。以下「法」という。)第3条及び第4条第1項の規定により、次のとおり、法第3条の規制地域を指定するとともに法第4条の規制基準を定め、平成23年4月1日より実施する。

平成23年4月1日

忠岡町長 和田 吉衛



第1 特定悪臭物質に係る規制

1 規制地域

忠岡町全域

2 規制基準

(1) 法第4条第1項第1号の規制基準

|    | 特定悪臭物質の種類    | 規制基準                         |
|----|--------------|------------------------------|
| 1  | アンモニア        | 大気中における含有率が1,000,000分の1      |
| 2  | メチルメルカプタン    | 大気中における含有率が1,000,000分の0.002  |
| 3  | 硫化水素         | 大気中における含有率が1,000,000分の0.02   |
| 4  | 硫化メチル        | 大気中における含有率が1,000,000分の0.01   |
| 5  | 二硫化メチル       | 大気中における含有率が1,000,000分の0.009  |
| 6  | トリメチルアミン     | 大気中における含有率が1,000,000分の0.005  |
| 7  | アセトアルデヒド     | 大気中における含有率が1,000,000分の0.05   |
| 8  | プロピオンアルデヒド   | 大気中における含有率が1,000,000分の0.05   |
| 9  | ノルマルブチルアルデヒド | 大気中における含有率が1,000,000分の0.009  |
| 10 | イソブチルアルデヒド   | 大気中における含有率が1,000,000分の0.02   |
| 11 | ノルマルバレルアルデヒド | 大気中における含有率が1,000,000分の0.009  |
| 12 | イソバレルアルデヒド   | 大気中における含有率が1,000,000分の0.003  |
| 13 | イソブタノール      | 大気中における含有率が1,000,000分の0.9    |
| 14 | 酢酸エチル        | 大気中における含有率が1,000,000分の3      |
| 15 | メチルイソブチルケトン  | 大気中における含有率が1,000,000分の1      |
| 16 | トルエン         | 大気中における含有率が1,000,000分の10     |
| 17 | スチレン         | 大気中における含有率が1,000,000分の0.4    |
| 18 | キシレン         | 大気中における含有率が1,000,000分の1      |
| 19 | プロピオン酸       | 大気中における含有率が1,000,000分の0.03   |
| 20 | ノルマル酪酸       | 大気中における含有率が1,000,000分の0.001  |
| 21 | ノルマル吉草酸      | 大気中における含有率が1,000,000分の0.0009 |
| 22 | イソ吉草酸        | 大気中における含有率が1,000,000分の0.001  |

(2) 法第4条第1項第2号の規制基準

悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号。以下「省令」という。)第3条第1項に規定する方法により算出した流量とする。

(3) 法第4条第1項第3号の規制基準

省令第4条に規定する方法により算出した濃度とする。